



保育施設の設置運営等の措置を導入するとき（企業の事前対応）

保育施設の設置運営等の措置を導入するとき（企業の事前対応）

保育施設の設置運営等の措置における導入目的を知る

保育施設の設置運営等の措置の導入目的は以下が想定されます。

- ・育児短時間勤務制度の適用除外者への代替措置の選択肢として（義務）
- ・3歳未満の子どもを養育する従業員への措置の選択肢として（努力義務）
- ・育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢として（義務）

保育施設の設置運営等の措置内容について知る

措置の全体像と3つの導入方法について整理します。

- ・導入目的によって異なる対象者、対象となる子どもの年齢を確認する
- ・保育施設の設置運営等の措置の3つの導入方法を確認する
- ・自社で検討すべき事項を確認する

就業規則を確認する

就業規則を確認し、すでに保育施設の設置運営等の措置が導入されているかを確認します。

たとえば子どもの対象年齢を拡大することで、柔軟な働き方を実現するための選択措置としての要件を満たすことができます。

社内のニーズを把握し、導入する措置を決定する

保育施設の設置運営等の措置を導入し適切に運用するためには、会社の方針を明確にし、従業員が安心して利用できる環境をととのえることが重要です。従業員のニーズを把握したうえで、会社の実情や体制も踏まえながら、どの方法で措置を講じるかを決定します。

就業規則を変更・届出する

必要な就業規則の変更を行い、従業員代表の意見聴取を経て、労働基準監督署へ届出を行います。また、必要に応じて労使協定を締結してください。

保育施設の設置運営に向けて準備・実行・社内ルール整備をする

自社で保育施設の設置運営をするにあたり、必要となる方針の検討・具体的な準備・社内ルールの整備をします。保育施設の設置を進めるにあたっては、事前に設置予定地を管轄する自治体に相談し、必要な基準や要件を十分に確認したうえで進めることが重要です。

自社で保育施設を設置運営する

就業規則を変更・届出する

必要な就業規則の変更を行い、従業員代表の意見聴取を経て、労働基準監督署へ届出を行います。また、必要に応じて労使協定を締結してください。

保育施設の共同利用に向けて準備・実行・社内ルール整備をする

他社が設置運営している保育施設を共同利用するにあたり、方針の検討・具体的な準備・社内ルールの整備をします。共同利用契約にあたっては、保育内容・安全対策・保育環境などを十分に確認したうえで進めることが重要です。

他社が設置運営している保育施設を共同利用する

就業規則を変更・届出する

必要な就業規則の変更を行い、従業員代表の意見聴取を経て、労働基準監督署へ届出を行います。また、必要に応じて労使協定を締結してください。

ベビーシッター利用の手配および費用補助に向けて準備・実行・社内ルール整備をする

ベビーシッターサービス利用の手配および費用補助をするにあたり、必要となる方針の検討・具体的な準備・社内ルールの整備をします。ベビーシッターサービス利用の導入目的により子どもの対象年齢が異なるため注意してください。

ベビーシッターサービス利用の手配および費用補助をする

A

につづく

B

につづく

C

につづく



保育施設の設置運営等の措置を導入するとき（企業の事前対応）

A

社内周知する

自社で設置運営する保育施設に関する運用方法を全従業員に周知します。

【周知項目】

- ・ 導入目的・導入開始日
- ・ 対象となる従業員
- ・ 保育施設の案内
- ・ 施設利用申込みの手続き方法
- ・ 従業員が負担する費用範囲 など

利用料などを賃金控除する

利用料などを賃金控除しない

給与計算システムの設定を変更する

自社で保育施設の設置運営をするにあたり、施設利用料等を従業員の賃金から控除する場合は、適切に給与計算処理が行えるよう、各システムの設定を変更します。施設利用料や給食費等を賃金から控除する場合には、賃金控除に関する労使協定の締結が必要となります。

以上で保育施設の設置運営等の措置を導入するとき（企業の事前対応）に関する業務が完了となります。

B

社内周知する

保育施設の共同利用に関する運用方法を全従業員に周知します。

【周知項目】

- ・ 導入目的・導入開始日
- ・ 対象となる従業員
- ・ 共同利用保育施設の案内
- ・ 施設利用申込みの手続き方法
- ・ 従業員が負担する費用範囲 など

利用料などを賃金控除する

利用料などを賃金控除しない

給与計算システムの設定を変更する

保育施設の共同利用をするにあたり、施設利用料等を従業員の賃金から控除する場合は、適切に給与計算処理が行えるよう、各システムの設定を変更します。施設利用料や給食費等を賃金から控除する場合には、賃金控除に関する労使協定の締結が必要となります。

以上で保育施設の設置運営等の措置を導入するとき（企業の事前対応）に関する業務が完了となります。

C

社内周知する

ベビーシッターサービス利用の手配および費用補助に関する運用方法を全従業員に周知します。

【周知項目】

- ・ 導入目的・導入開始日
- ・ 対象となる従業員
- ・ サービス利用の案内
- ・ 利用料の補助額 など

利用料などを賃金控除する

利用料などを賃金控除しない

給与計算システムの設定を変更する

ベビーシッターサービス利用の手配および費用補助をするにあたり、ベビーシッターサービス利用料の一部を負担させるために従業員の賃金から控除する場合は、適切に給与計算処理が行えるよう、各システムの設定を変更します。

以上で保育施設の設置運営等の措置を導入するとき（企業の事前対応）に関する業務が完了となります。